7　特別支援加算　54単位 注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、当該指定放課後等デイサービス又は当該共生型放課後等デイサービス事業所を受けた就学児１人に対し、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１の注８のイの(1)若しくはロの(1)若しくは注９のイを算定している場合又は１の注11のイ若しくはロを算定していない場合は、加算しない。	7　特別支援加算　25単位 注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定放課後等デイサービスを行った場合に、当該指定放課後等デイサービスを受けた就学児等１人に対し、１日につき所定単位数を加算する。
7の2　強度行動障害児支援加算　155単位 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する就学児に対し、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行うものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、当該指定放課後等デイサービス又は当該共生型放課後等デイサービスを行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１のハを算定している場合は、加算しない。	（新設）
8　医療連携体制加算 イ～ニ　（略） ホ　医療連携体制加算(V)　1,000単位 ヘ　医療連携体制加算(VI)　500単位 注１　イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１のハ又は注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。 ２　ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が２以上の就学児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、１回の訪問につき８名を限度として、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１のハ又は注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。 ３　ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員１人に対し、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１のハ又は注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。 ４　ニについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、就学児１人に対し、１日につき所定単位数を加算する。ただし、イ、ロ、ホ若しくはヘ又は１のハ若しくは注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。 ５　ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して、１日当たりの訪問時間が４時間を超えて看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、１日につき所定単位数を加算する。ただし、イ若しくはロ又は１のハ若しくは注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。	8　医療連携体制加算 イ～ニ　（略） （新設） （新設） 注１　イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児等に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児等に対し、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１のロを算定している場合は、算定しない。 ２　ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が２以上の就学児等に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児等に対し、１回の訪問につき８名を限度として、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１のロを算定している場合は、算定しない。 ３　ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員１人に対し、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１のロを算定している場合は、算定しない。 ４　ニについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、就学児等１人に対し、１日につき所定単位数を加算する。ただし、イ若しくはロ又は１のロを算定している場合は、算定しない。 （新設）